日本における「エビデンスに基づく政策形成」の取組み ――「EBPM 三本の矢」を中心に ――

杉谷和哉

1. はじめに

本論文は、EBPM (Evidence-based Policy Making、「エビデンスに基づく政策」) について、その概要を明らかにした上で、課題を析出することを目的としている。

一口に EBPM と言っても、その内実は多様であり、ランダム化比較試験を重視する考えもあれば、業績測定など従来の政策評価で用いられてきた手法の活用も見られ、内実は曖昧そのものでしかない。ただ、単純化の誹りを恐れず、あえて最大公約数をとるとすれば、EBPM とは、「政策決定者・実施者による専門知のより積極的な活用の必要性を強調し、そのことを通して政策の質の飛躍的向上に寄与しようとする、多様な理論枠組みと政策実務のガイドラインにあたえられた総称」だと言える(足立・杉谷 2020:80)。

日本においても 2010 年代に入ってから EBPM の本格的な取組みがスタートした。特に、統計 法の一部改正や、官民データ活用基本法の成立といった動きが見られた 2018 年は、「EBPM 元年」と称されている(菊池 2018:2)。

ところが、こうした活況は同時に、EBPM をめぐる概念の混乱、取組みの整合性の欠如といった新たな問題を生み出している。この問題を受けて、本論文は、日本における EBPM の取組みがいかなるものであるかを素描し、その課題を明らかにすることを目的とする。このことにより、錯綜していると言っても過言ではない日本の EBPM の状況を整理し、今後の議論の進展に資することが目指される。

本論文の構成は次の通りである。まず、EBPMをめぐる議論について、その推進に携わってきた論者の議論と、それを批判する論者の主張を概観する。この検討を通じて、日本のEBPMが総じて曖昧な定義の下で推進されているのを確認する。しかし、これらの議論においては、具体的にどういった取組みがEBPMとして推進されているのかが検討されていない。そこで、日本のEBPMの中心的な取組みである「EBPM三本の矢」の内容をそれぞれ順に検討する。その上で、それらの取組みの課題を明らかにし、今後の方向性を示唆する。

2. EBPM の定義をめぐって①:推進側の主張

日本における EBPM 推進において、重要な役割を果たした人物に三輪芳朗がいる。三輪は、

1990年代後半の規制緩和論において活躍した経済学者である。その三輪がEBPM 推進において中核的な役割を担うようになったのは、2016年8月に行政改革担当大臣に就任した山本幸三から、大臣補佐官に任命されたことに端を発する(三輪 2020:66)。三輪によれば、山本は東京大学教養部時代の先輩後輩の関係にあたる(三輪が山本の一年先輩)。その関係は、三輪が大学に職を得て、山本が政治家の道を歩んでからも続いていた。

三輪はかねてから、日本の統計には欠陥があると主張しており、特に実質 GDP 統計には大きな問題があると考えていた。加えて、政府内部にも、データ等を用いた政策立案を志向する意識が希薄であり、実績もほとんどないことが問題だと指摘している(同上)。そこで、政策立案に活用する動きを活発化させることも同時に必要であるとされ、統計改革と EBPM 推進は、「クルマの両輪」と位置づけられた(同上)。

EBPM 推進のために三輪は、様々な会議に出席して官僚の意識変革に注力し、最終的に「EBPM 推進委員会」と「統計改革推進会議」という二つの組織の立ち上げが実現している(杉谷 2020:9-12)。

日本での EBPM 推進にあたって三輪は、様々な議論がなされたことを述懐する。そのうえで、「EBPM とは何か」という論点には立ち入らないことを表明したと言う(三輪 2020:75)。三輪によれば、政策評価や行政事業レビューが既に実施されている中で EBPM が提起されたことに対して、「屋上屋を重ねる」との批判があった(同上:79)。しかし、後に見る「試行的検証」などをはじめとした実践が積み重なるにつれ、そういった批判は少なくなってきたとされる(同上:80)。

三輪のこのような戦略は、EBPM をめぐる原理や理念の議論を回避しつつ、とにもかくにも、実践を積み重ねていくことが最優先であるとの認識に基づいている。三輪は、「少なからぬ場面で、『あれはキャッチ・コピーとして使っているのですから、その定義や現実な意味は何だ・・・などと聞いてはいけません。無駄です』と申し上げている」(同上:112)としており、反対されにくいスローガンを掲げ、政治プロセスの中で有効に活用しようとする思惑が見てとれる。また、「EBPM」以外の言葉を用い、それを新たに浸透させることは、労力の面から見ても現実的ではなかったとされている(同上:79)。

そこで三輪は、EBPM を次のように規定した。「明確な定義や概念規定を与えないことの『代替策』を提示する必要があった。目標・到達点ではなく、目指すべき目標に向けた移行過程・手段として EBPM 推進を位置付け、政策立案(policy making, PM)について、現状の問題点・欠陥・改善可能性を的確に把握してよりよい PM、そしてより良い政策を実現する取組みとした」(同上:76)。

そして、EBPM 推進の中で重要なツールとして提示されたのがロジックモデルであった。ロジックモデルの内実については後述するが、三輪は「経済分析さらに因果関係の分析などとせず、カタカナの『ロジック・モデル』でスタートしようというのが筆者の選択」(同上:82)であったと述べ、上記の目的を達するためのツールとして活用することを提言した。後述するように、

この三輪の動きは、行政事業レビューにおけるロジックモデルの活用というかたちで結実する。 そのロジックモデルに関しても、定義について立ち入った説明はされていない(同上:83-84)。 三輪の EBPM 推進における一連のスタンスは、基本的な方針を示すも、その細部については深 く言及せず、柔軟に現場に運用させることで、成功体験を積み重ねさせ、EBPM を根付かせる、 というものである。その理由は、次の発言に集約されている。

経済学の分析手法と統計学・計量経済学の標準的な手法を自明の前提・基盤として EBPM 推進を打ち出すことの(とりわけ霞ヶ関での)帰結は容易に予想できる。このため、いずれ そうなることを期待するとしても、少なくとも当面は、明示的にはそうしないこととした。 スタートして軌道に乗り、その方向に関心が向いていくことを期待するとしても、現時点に 至る長期間の、筆者などの経験・観察事実に照らせば、そういう考え方・手法の受け入れられ方(霞が関・永田町に限らない、新聞やテレビの論説等の現状に象徴される如く、日本社 会全体のものだろう)に照らせば、それが賢明な選択だとの判断による(同上:83)。

三輪自身、EBPMが単に、従来の制度を利用したり、ロジックモデルを活用したりするだけのものではないことは認識しており、その背景には高度な分析が必要とされていることも了解している。しかし、激しい抵抗が予想される状況の中で三輪は、個別事例における成功を積み重ね、徐々に「エピソード・ベース」の政策立案を脱し、「エビデンス・ベース」の取組みが広がっていくことを期待した。そのため、「そんなものは EBPM ではない」といった類の議論に陥らないよう、「証拠の厳密性をどこまで求めるか?」との問いも極力避けるようにしたとされている(同上:80-84)¹⁾。

このように、三輪は政府内に EBPM を定着させることを試みる中で、明確にそれを定義することなく、ロジックモデルの活用のような、比較的簡単に導入できるツールの活用から始める戦略をとった。その背景には、彼自身が今まで経験してきた反発や抵抗があったと言う(同上: 107;118)。結果として、政府文書内でも EBPM という用語は頻繁に見られるようになり、関連する研究論文も大量に発表されるようになった。三輪の方針は功を奏したと言える。

しかし、こういった方針に全く問題がないかと言えば、もちろんそうではない。以下では、こういった EBPM の方針に対して批判的な主張を概観する。

3. EBPM の定義をめぐって②: 批判側の論理

行政学者の小西敦は、EBPM 推進における三輪の方針を批判的に分析する中で、EBPM と政策評価を比較し、表1のように論点を整理している(小西 2020)。

表1にあるように、既存の政策評価の取組みに比べ、EBPM は根拠法や手法が不明確である。 小西はこの比較を通じた上で、三つの課題を指摘する。

	政策評価	EBPM	
実施根拠	政策評価法	・『統計改革最終取りまとめ』 ・『経済財政運営と改革の 基本方針 2017』(骨太の方針)	
目的	①効果的かつ効率的な行政の推進 ②国民への説明責任の徹底	①限られた資源の有効活用 ②国民により信頼される行政の展開	
定義	①行政機関が、②その所掌に係る政策について、③適時に、④その政策効果を把握し、これを基礎として、⑤必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、⑥自ら評価するとともに、⑦その評価の結果を当該政策に適切に反映させること(政策評価法第三条)	③適時に、④その政策効果を把握し、こ 基礎として、⑤必要性、効率性又は有効 現点その他当該政策の特性に応じて必要 点から、⑥自ら評価するとともに、⑦そ 面の結果を当該政策に適切に反映させる	
主体	行政機関	「全ての政策関係者」	
対象	内部管理事務を除く全ての 「政策」「施策」「事業」	「行政機関の活動全て」	
方式	・政策分析 ・プログラム評価	・標準的な方式は無い ・ロジックモデルの活用	

表 1 政策評価と EBPM の比較

(出所) 小西 (2020) の記述をもとに筆者作成

第一に、EBPM の対象が、「行政機関の活動全て」にあるとされている点である。小西は、このような方針は端的に言って実行不可能であるとする(同上:75)。これは、三輪が EBPM 推進委員会で行った発言にもとづいた理解であるが、実際に三輪は先に挙げた論考でも、「EBPM 推進の取組みの現場では、規制を含む公権力の行使のすべてが適用対象だと考えている」(三輪2020:118)と述べている。この方針には、精神論的な側面があったことを小西も認めているものの、後に見るように、実際に EBPM が対象としている政策は、ごくわずかのものをピックアップしたにすぎず、「活動全て」は対象となっていない。「活動全て」とするスローガンは、実態からかけ離れたものであるのは確かである。

第二に、定義が不明確であることから、実際にどれだけの政策が EBPM の名のもとに立案、推進されているかが確認できない点である(小西 2020: 75-76)。そこから小西は、日本の EBPM は同床異夢の様相を呈していると指摘している。小西のこれらの指摘は、三輪があえて EBPM を定義せずに推進することで一定の成果を得たことと表裏一体である。また、EBPM が定義されないままであることの問題は、政策評価との関係が曖昧であることとも関連している。三輪は、EBPM 開始当初にあった「屋上屋を架す」との批判が最終的にはあまり見られなくなったと述べていたが、「抵抗」が無駄だと現場の官僚が認識したため、面従腹背の体をとっただけだとも考えられる。

行政学者の西出順郎は、政策の検証を行う様々な作業が幾重にも行われることにより、現場の

官僚のモチベーションが低下する可能性を指摘し、重複を解消する必要性があると喝破しているが、この指摘は EBPM にも当てはまると考えられる(西出 2020a: iv)。なお、西出は、唯一法令で定められておる政策評価に焦点を合わせて改善を図る必要性を指摘している。この指摘は重要であるため、最後にあらためて検討したい。

小西の指摘は、EBPM の問題点を明らかにしているが、EBPM を定義しないことにより、何が EBPM として推進されているのかさえ把握できないとする指摘はやや言い過ぎである。後に見るように、行政事業レビューにおける試行的検証をはじめとして、具体的な施策や事業を対象として、EBPM 推進が行われているからである。したがって、実際に EBPM として推進されている取組みがいかなる性質なのか、といった点が、さしあたっては論じるべきテーマ、課題となるだろう。

第三に小西が指摘しているのは、三輪の議論において、合理性の限界への意識や対応が不明な 点である(同上:76)。この点は、政策の合理性をどこまで追求できるのか、あるいは、追求す べきなのかといった、重要な論点に関わるが紙幅の都合上、本論文では検討しない。

小西のこれらの指摘は、「我が国の EBPM は、おそらく、各府省からの積み上げではなく、いわゆる『政治主導』によって、その推進が上から『強制』されていると考える。こうした推進においては、これまでの政策評価の制度設計やその運用の経験等が活用されていない」(同上:75)とする「私見」のもとでなされているが、正鵠を射たものであると言えよう。

ただし、三輪の議論もそれに対する小西の批判も、EBPM の名のもとにおいて具体的に何が行われているのかについて、詳細な検討にもとづいて行われているわけではない。小西論文は、政策評価との比較を通じて EBPM の特性を明らかにする目的であるから、そのような言及がないのは当然かもしれないが、EBPM 推進の要であった三輪の総括に、そういった考察の跡が一切見られないのは、いささか奇妙である。三輪は EBPM を推進するにあたって、行政事業レビューやロジックモデルといった制度やツールを活用する方針を打ち出したが、それらの特性を果たしてどこまで理解していたのか、理解の共有を関係者と図ったのか不明であり、そういった議論はなされなかったと推察される。

EBPM を無理に定義すると、現場の混乱と反発を招き、推進が困難になるとする三輪の認識が妥当なものだとしても、代替的に用いるツールや手法の特性を十分に理解し、それが政策評価においてどのような位置づけを与えられているのか、といった点について、十分な吟味が必要な筈である。これがなされていないことが、今日の EBPM をめぐる議論と実態を、複雑で捉えがたいものにしていると言えないだろうか。

そこで次節からは、日本の EBPM における現状を概観し、その内実を明らかにする見取り図を提示する。

4. 日本における EBPM の現状

日本における EBPM は、統計改革と関連づけられて進められてきた。統計改革については、2015 年に経済財政諮問会議において GDP 統計に関する整備についての問題提起が麻生太郎財務大臣から行われ、本格的に検討が始まったとされている(古矢 2017:78)。その後、統計委員会や内閣府、総務省も統計改革に向けて動き出し、2018 年には統計法の一部改正が実現し、EBPM 推進に資するデータの利活用などに関する制度が整備されている(杉谷 2020:10-12)。

この統計改革の流れと並行して進められてきた具体的な取組みが、「EBPM 三本の矢」と呼ばれるものである。この言葉は、2017年の「EBPM 推進委員会」の会議の場で三輪の発言にあった表現であり 2 、政府文書でたびたび用いられてきた。その中身は、「経済財政再生計画の点検・評価」、「政策評価」、「行政事業レビュー」の三つである 3 。

一つ目は、より正確には、「経済・財政再生計画における重要業績評価指標(KPI)整備」である。具体的には、経済財政諮問会議事務局が所管する計画策定などに関する KPI 指標の整備である(小池・落 2020:16)。これは三本の矢のうち、統計改革と最も関連性が高いが、必ずしも統計指標の整備にとどまるものではない。代表的なものとしては、2017 年度に二つの政策を対象に、研究プロジェクトが立ち上がったことが挙げられる。これらについては本格的な実証分

	「第一の矢」	「第二の矢」	「第三の矢」
内容	経済・財政再生計画における 重要業績評価指標(KPI)整備	政策評価	行政事業レビュー
政策体系に おける対象	政策 (施策)	施策	事業
所管省庁	内閣府 (経済財政諮問会議)	総務省行政評価局	内閣官房行政改革 推進本部事務局
具体的取組み 及び手法	・統計整備 ・指標改善 ・共同研究	・共同研究 ・プログラム評価 (アウトカム評価/ インパクト評価)	・ロジックモデルの活用 ・簡易化された セオリー評価/ プロセス評価 ・業績測定
目的	・財政健全化 ・「有効性」	・説明責任の遂行 ・「有効性」	・無駄の削減 (予算への反映) ・「必要性」/ 「有効性」/「効率性」
「エビデンス」 とされている もの	・政策のインパクト ・KPI ・統計データ	・政策のインパクト ・統計データ	・政策のアウトカム ・業績指標

表 2 「EBPM 三本の矢」の性質

(出所) 小池・落 (2020)、落 (2020) の記述をもとに筆者作成

析も行われている(村上2018)4)。

二つ目の「政策評価」に該当する総務省の実証的共同研究においては、インパクト評価の導入なども試みられている(木村 2019)。内容としては、準実験デザインを用いた政策のアウトカム把握や、統計分析などである⁵⁾。

これら二つにおいては、統計解析やパイロット実施による効果検証が行われているが、これに対して、三つ目の「行政事業レビューにおける EBPM の推進」は、既存の制度に EBPM の取組みを後から付け加えたものであるため、厳密な効果測定や実証研究などは行われていない。

行政事業レビューにおける EBPM の推進は、2017 年度から「試行的検証」と題して開始されており、対象となった事業に対して、ロジックモデルによる検討と吟味を加えるかたちで行われている(小池・落 2020:57)。

行政事業レビューが EBPM と関連付けられたきっかけは、2014年の経済財政諮問会議が提出した、いわゆる「骨太の方針」において、「データの定量的な指標の更なる活用を通じ、客観性の視点を強化する」と述べられた際に行政事業レビューについて触れられたこと端を発する(経済財政諮問会議 2014:31)。その後、EBPM 推進のための手法として行政事業レビューは重要な位置づけを与えられ「試行的検証」に至ることになる。これら三本の矢の内容をまとめたのが表2である。それぞれ所管する省庁や、用いられている評価手法、具体的な取組み内容まで、多くの点が異なっていることが分かる。

それぞれの関係や役割分担に関しては、「政策体系」に沿った区別がなされている。すなわち、経済関連の KPI 整備が「政策」を、総務省行政評価局の政策評価では「施策」を、行政事業レビューは「事業」を、それぞれ対象としているとされる(小池・落 2020:16)。ただし、「三本の矢」の場合には、対象が幅広いため、相互に関係のあるものばかりが取り上げられる訳では無い。たとえば、行政事業レビューで取り上げられている「事業」は、必ずしも「政策」において推進されている指標の改善と結びついたものばかりではないのである。これを踏まえ、以下では「EBPM 三本の矢」について詳細にその内容を検討する。

5. 「第一の矢」と「第二の矢」の取組み

「第一の矢」と「第二の矢」ではそれぞれ、実証研究をはじめとした取組みが行われており、EBPM が関心とするところの政策の「有効性」に主たるフォーカスを当てている⁶。

もっとも、「第一の矢」においても、全ての取組みで高度な実証研究が行われているわけではない。図1は、「EBPM 第一の矢」の取組みが根拠としている「経済・財政再生計画」の工程表であるが、実に様々な政策がその対象となっていることが分かる。この中で実証研究の事例として取り上げられることが多いのが、「文教・科学技術」分野における「少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上」である。

図2は、「少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 | における KPI 設定及び政

策目標を図式化したものである。ここに掲げられている政策は、KPIを二つの階層「第一階層」と「第二階層」に分け、前者では具体的でミクロレベルの指標が設定され、後者では、政策目標により近い指標が設定されている。基本的にその他の政策でも同じ枠組みで整理、推進が図られている。

図3の「教育政策の実証研究」は、2016年から着手され、2020年度まで継続して調査・分析が行われるものである。この図にあるように、教員の働き方改革や、少人数学級の導入など、多用な分野で実証研究を参照することで政策策定を行うことが示されている。外部有識者も入れた会議を経て行われているほか、実施主体として国立教育政策研究所をはじめとして、大阪大学や鳴門教育大学などの研究者が関わっているほか、民間企業も協力にあたっている。

具体的な研究内容としては、「学級規模等の影響・効果」の検証として、国立教育政策研究所や、大阪大学などの研究者らの協力を得て、各自治体が行っている学力調査内容の収集や分析が行われている。その他にも、「教員の勤務実態の実証分析」も行われている。これは、株式会社リベルタス・コンサルティングが中心となり、研究者との協力体制を構築した上で実施されている。小学校400校、中学校400校を無作為抽出し、勤務するフルタイムの教員にアンケートを実施し、解析を実施していることなどが挙げられるで、量的研究だけでなく、質的研究も活用してエビデンスを導出しようとしているのが特徴的である。

これは本格的な EBPM の事例として特筆に値する。政策の「効率性」だけでなく、「有効性」を研究によって明らかにする試みは、EBPM の優良事例であるとさえ言えるだろう。ただ、こういった本格的な実証研究が伴っている事例は稀であり、ほとんどの事例では KPI の整備を通じた目標管理型評価が行われている。

これに対して、「EBPM 第二の矢」は、総務省が所管する政策評価の中で行われている。総務 省行政評価局は、「第一の矢」と同様の方針で「第二の矢」を推進している。すなわち、いくつ かのリーディングケースを選定し、そこにおいて EBPM を推進する方針である。

2020年度の総務省資料、『実証的共同研究の成果と今後の取組について』は、望ましい政策立案、望ましい政策実施、望ましい政策評価・改善について、次のように説明している。

望ましい政策立案とは、「政策目的達成のため、解決すべき課題をデータ等のエビデンスを用いて的確に把握している」ことと、「当該課題の解決に向け、論理的考察とエビデンスに基づいて適切な手段を取捨選択している」ことの二つの条件を満たすものとしている(総務省 2020:2)。

続いて、望ましい政策実施とは、「実施されている政策の状況をモニタリングし、エビデンスを用いた適切な進捗管理を行っている」ことと、「ICT等を活用して、社会の変化を速やかに捉え、政策に反映させている。効率的で信頼性の高いデータ収集及び分析を行っている」ことの二つの条件をクリアするものと規定している(同上)。

最後に、「実施及び評価段階で収集したエビデンスを基にしつつ、可能な限り外部要因等を排除するなどして得られた、より頑健なエビデンスも踏まえて評価を行うことで、解決すべき課題に向け、より適切な手段の選択を行うなど、政策の精度を高める取組を行っている | と定められ

新経済・財政再生計画 改革工程表 2019- 概要-

改革工程表は、新経済・財政選生計画に掲げられた主要分野ごとの重要課題への対応とKPI、それぞれの政策目標とのつながりを明示す ることにより、目指す成果への適筋を示すもの。本年改定においては、(1)改革工程表2018に盛り込まれた各施策の推進状況を点検・評価、(2)「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)に新たに盛り込まれた施策の改革工程を具体化。

【主要分野毎の改革の主な取組】 ※青字は骨太方針2019等をうけて新たに記載された事項

社会保障

予防・健康づくりの推進

・ 機系所等の生活計画時代慢性質能病の予防の推進 先進・優良事例の横層間の加速。40~50歳代の特定機能・が人検診受診率 の向上におけ、負荷の担、機能とついたが機能が限め見直し・開発化等。 ・認知症予防の推進なり発効症の脅態に応じた医療・介護等の提供

- 認知症の予防・治療法則附に資するデータペースの構築と実用化。 PHR推進を通した機能・機能情報の予防への分析・活用 PHR推進に向けた2020年夏までの工程化と機能・機能情報の標準化。
- 保険者努力支援制度のインセンティブの一層の活用 保険者努力支援制度の評価指標における成果指標の拡大で によるメリハリの強化。 やマイナス点の設定

多様な就労・社会参加

- ●勤労者皆保険制度(被用者保険の更なる適用拡大)の実現を目指した検討
 - 50人超規模の企業まで被用者保険の適用範囲を拡大すること等について、 必要な活制上の措置を講する。
- 高齢期における職業生活の多様性に応じた公的年金制度の整備 60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始の時期の上限を75歳に引き上げること第一ついて、必要な法制上の指摘を達する。

医療・福祉サービス改革

- ○地域医療構想の実現
 - 2025年における地域医療機関の実現に向け、民間医療機関も含めた全ての 医療機関等について、対応方針の策定・見直しを改めて求めるとともに、地 域医療構想調整会議における議論を促す。
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化を推進
- 国际外別なが発生している。 法定外籍人が得か解析であれた。 対策するとともに、都認明県内保険料が準の統一など受益と負担の見える化の先達・優勢事例の全国期間、 の方達・優勢事例の全国期間、
- 「保健医療データブラットフォーム」の2020年度本格運用開始を目指 し取り組み、保健医療輸収を全国の医療機関等で確認できる仕組みを段階的

- 給付と負担の見直し
 団塊世代が後期高齢者入りするまでに、後期高齢者の窓口負担について検討
 - 1、1963) 世代型社会保障検討会議の中間報告において示された方向性に基づき職終 告に向けて検討を進め、滑くとも2022年度初までに改革を実施できるよ 、2020年夏までに成案を得て、速やかに必要が法制上の措置を講する。 このはか、経済・服の両生計画の改革工程数の会4項目について、传太2020年 を踏まえ、改革工程表を整理する旨記載

地方行財政改革

持続可能は地方行風攻基盤の構築

- 公営企業の抜本的な改革等の推進 経営制料の策定、経営出験分析表の拡充を推進するほか、新たなロードマップ に基づき人口3万人未満の団体に対する公営企業会計の適用配進を明記。
- ○広域化・共同化の推進 水道左处正を踏まえ水道広域化指揮プランの各都額府県における策定について 明記、広域関係事業に対する地方和労働圏を拡充。
- 補助金の自由度を高める 地方割生関係交付金・公立学校開発空間補助の改善を明記。内閣府地方分権改 革指生数が自治体の改善関係を秘密がに募集し対応。

個性と活力ある地域妥斉の再生

- ○地方創出能能交付金の効果向上
- でいません。 ドドロの実施見込み等を審査の上、効果的な事業を採択。地方公共団体における明祖の検証体制を整備し、先駆的な問題を全国限制。 これらのほか、2020年度からの第2期まち・ひと・しごと制生総合戦略に これらのほか、2020年度から沿って、地方創生を更に推進。

次世代型行政サービスの早期実現

政府全体のデジタル・ガバメントの推進 ○ マイナンバー制度の利活用の促進等 200年度中のマイナポイントによる消費される 2020年度中のマイナポイントによる消費活性化策等を踏まえ、マイナン バーカードの普及促進策を実施(2022年度末までにほとんどの住民の保有 を想定)。

・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共

- 〇自治体の情報システムの標準化
 - 現在自治体でとに関なっている様々な政策分野(住民基本台標・地方税・社会保験)の情報をステムを全国で標準とし、地方自治体の利用するシステムのクラウド化の急速は近大を図る(法制上の措置も視野に)。 クラフト(化の急速な拡大を図る (法制上の措置も得事)に)。 このため、2022年度までに市軍対外開設ステムを構築しているほとんどの政策分野について、全国標準的な仕様を完成させることを目指す。

地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開

目台体行政のデジタルトランスフォーメーションの実現 2020年度に、AI・ICT化、クラウド化等を抜材的に進める計画を発定。

行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成

- - 個人情解保護場合の法式る一元(で含めた地方自治体の個人情解保護制度に 関する論論を実施。地方自治体の保有するデータ活用方策の考え方を2019年度

社会資本整備等

公共投資における重点化・効率化と担い手確保

- →インフラデータの存放活用 2022年度末までに国・自治体・民間が保有する国土・経済活動・自然現象に関するデータを選携したブラットフォームを構築し、都市や地域の環関解決に活
- 用。 ・ 公的ストックの適正化 200年後末までの個別機関計画の策定に向け、選邦に遅れかかられる機能については、その親医を踏まえた具体的対応策を強化。

PPP/PFIの推進

○ PPP/PFI指進アクションプランに基づき、上下水道や空巷等の分野において、PPP/PFIの導入を推進するとともに、地域プラットフォーム協定制度等の新たな取組により地方自治体への支援を強化し、 PPP/PFIを更ご活用

新しい時代に対応したまちづくり

- スマートシティ スマートシティの輸出と全国関制に向け、関係府省庁により構成されるスマートシティタスクフォースを通じて、モデルは撃の実施とその成果の規則を引 道アーキテクチャの構築、大学等と測算した人材の育成・確保、国際協力・国際関係、制度・適用上の課題の整理・検討とそれを踏まえた必要な措置等の取
- ○コンパクト・プラス・ネットワ-例形成計画に係る法改正により、コ ンパクト・プラス・ネットワークの取組を買い推進

文教・科学技術

少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

- 学校における外部人材等の活用 多様な外部人材等の活用により、教員の負担軽減、学校教育活動の充実を図
- ○教育の情報化
- 学校ICT環境整備の抜本的充実を図るとともに、外部人材の活用を含む指導 活用等ソフト面での取組を推進。
- 国立大学法人運営費交付金の戦略的な配分等 成果に係る客観・共通指標(外部資金獲得実績等)に基づき配分。

イノベーション創出による歳出効率化等

- 官民を挙げてSDGs等の社会的課題解決等に資する研究開発を推進 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP): 2021年度、2022年度のマッチングファンド率50% (一定の条件を満たすもの。)
 - ・官民研究開発投資拡大プログラム (PRISM) : 民間資金の受入を国費の
- 経済財政諮問会議との連携強化により、科学技術基本計画の着実な 推進を図り、世界最高水準の「イノベーション国家創造」を目指す ・ムーンショット型研究開発制度の創設・推進
- ・若手研究者への支援の重点化等により、大学等における人的資本を向上
- ・科学技術・イノベーションの担い手の育成
- ・産学官、副携の活性化に向けた大学・研究開発法人の出資機能の拡大検討

官民一体となったスポーツ・文化の振興

図 1 「新経済・財政再生計画の取組み一覧」

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
踏青 けりの財強展まる なくの財強展える みて取政化やえ 新十十名 部イや接にしばう教のよい		○少子化の進展(児童生徒数、学級数の減少等)及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題(いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、廃棄のある児童生徒、子供の貧困等)に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付のある公立小中校の教職員定数の中期見通しの策定状況を設定表した。※100%・2019年度:507%-2021年度:100.0%	1. 教育政策の実証研究(※)を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定人の策略している実証研究を見直す※現在実施している実証研究を見直すの事数規模等の影響効果の面配の効果の折
でも、次代 の取組の質 ・PISA調 ける水準の維	**(846 年) 2018年度: 85%→2021年度: **(846 年) 2018年度: 85%→2021年度: 100% **(145 年) 2018年度: 21%→2021年度: 50% (2 業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割	○特別免許状授与体数 ※2016年度: 延べ1,101件 →2021年度: 延べ1,600件 ○外国語指導助手 (ALT) 等の配置状 況 ※2017年度: 12,912人 (小学校) →2021年度: 15,000人 (小学校)	2-1. 学校における働き方改革 (外部人材の活用等によるチーム としての学校の推進)
シャンン、 寛楽力、 数十 ツーケど、 世界トップレベ キ・向上 (PISA2015: 草仲 ツー1位、 諸韓力6位、 数 ラツー1位、 PISA2018: 革	(政令市) 2018年度:55%-2021年度: 80% (本区町村) 2018年度:47%-2021年度: 70% (本区町村) 2018年度:47%-2021年	○学校事務の共同実施を実施している 市町村の割合 ※2018年度:638%→2021年度:75%	2-1. 学校における働き方改革 (学校事務の共同実施)
6解カロロン ロ・判断カ・ パラカ・人間 親和がとれた	○児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定 *データない、「情報活用能力調査」の実施 を踏まえ検討	○部活動について、部活動指導員をは じめとした外部人材の参画を図ってい る市町村の割合 ※2018年度:59.7%→2021年度:70%	1 2-1. 学校における働き方改革 (部活動における外部人材や民間 機関の活用)

図2 「少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上」 (出所) 経済・財政一体改革推進委員会 (2019a) より抜粋

教育政策に関する実証研究

参考資料

※2016年9月時点 研究内容

◆ 自治体の協力を得つつ、国立教育政策研究所や外部の研究者・有識者により実証研究を実施。 ◆ 関連施策の費用と効果について把握・分析。

	研究内容	 学級規模等が児童生徒の資質・能力に与える影響調査・自治体独自の学力や学習状況の調査 (パネル)等の結果を活用し、学級規模や指導方法等が学力や学習態度の向上等に与える複数年度(おたる影響を検証。 ・29年度期高から、質問総調査に関すと追加し、学級規模や指導方法等が非認知能力 (コミュニケーション能力、社会性等)の伸び等に与える影響も検証。 学級規模が登業中のフィートパッグに及ぼす影響の計測による実験調査・学力に影響を与える教師・児童間の相互交渉の一形態である、授業中の教師がら児童生んのフィードパックについて、学級規模による実施状況の違いを明らかにする。 	等 ◆加配定数や専門スタッフの配置の教育的効果の分析 ・加配定数や専門スタッフの配置が不登校児童生徒に対する取組に及ぼす効果を分析する。 ◆障害のある児童生徒や外国人児童生徒に関する必要な取組についての調査	 ● 学習指導の実践事例についての調査 ・学力調査データと自治体の教員加配の状況等に関する追加調査を組み合わせ、「配置校」と「非配置校」との比較等により、加配教員の配置等による少人数学級編制・習熟度別少人数指導の採用等の措置がどのような教育効果に結びついているのかを統計的に検証する。 ・さらに、調査対象校において、教員間、あるいは教員と専門スタッフ、地域人材等との間の協働や組織的工夫が行われ、いかなる成果に結びつくかについて訪問調査により事例分析を行う。 	 ●教員実態調査 ・教員の総勤務時間数(平成18年調査との経年比較等)に加えて、教員の事務業務が効率化され、児童生徒に対する指導の時間を確保できているかなど、勤務の質・内容も把握・分析する。そのため、教員や専門スタップの配置や1 C T の整備状況、学校が始える課題等との関係について分析を行う。 ●教職の労働負荷について他職種と比較・対職の特性が今来るストレスの強度など労働負荷について他職種との比較や教員の担当業務ごとの違いなどを分析。 ■ I C T を活用した業務の書についての調査 ・校務支援システムの導入等の1 C T の活用により、業務の改善や教育活動の質の向上に及ぼす効果について実証的な調査研究を行う。 	●研究内容(こ)17は、名研究の結果や砂箸理驅の状況等に応じて、修正や追加を給討。
ON THE YOUR	実施主体	国立教育政策研究所 (協力先) 均玉県、大阪府箕面 市等	国立教育政策研究所 \$ (協力先) 都道府県:6程度 市町村:15程度	大阪大学 (協力先) 北海道、大阪府 (及び道内・府内の市 町村)	 (教員実態調査・労働負荷> 株式会社リベルタス・コンサルティング/東北大学・筑波大学 (1 C T > 鳴門教育大学(協力先) 北海道、 北海道、 北海道、 	女研究の結単や政策
WATERSTRONG TO THE STATE OF THE	単光デーマ	学級規模等の影響・効果 (学力、非認知能力等)	加配教員・専門スタッフ配置の効果分析	高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析	教員の勤務実態の実証分析	◆研究内容にしいては

サ光内谷については、各サ光の治来や欧珠課題の状況等に応って、修正や追加を検討。

「教育政策に関する実証研究」 က X

(出所) 内閣府 (2016) より抜粋

ている (同上)。

そして、これらを通じたねらいは、「行政評価局が各府省の政策プロセスにおける種々の疑問に寄り添い、EBPMというツールを入口にして共に調査・研究を行うことで、上記の望ましい政策プロセスの営みの浸透・定着を図る」こととされている(同上)。以上の定義のもと、実証的共同研究を行うことにより、「第二の矢」として、政策評価を通じてEBPMを根付かせることが企図されている。具体的な手法としては、いくつかのリーディングケースについて、実験的に研究を行うという、「第一の矢」と同様の手法がとられている。

制度的な位置づけが曖昧で推進主体も不明確な「第一の矢」と比べ、「第二の矢」は総務省が主体的に取組みの中心を担っていることに大きな特徴がある。総務省が運営するサイト、「マイ広報紙」では、「各府省担当者の政策の疑問に答える」と題して、担当者からの疑問や質問を受け付けた上で、EBPM 推進のための助言を行う取組みを紹介している®。このサイト内では、EBPM の実践を「頭で考える学問というよりも、体で覚える技能に近い」との考え方が披歴されている。不完全なかたちであっても実践を積み重ねることで、各府省の担当者の意識を変えていくことが EBPM の定着に資するとの発想がこの背景にある。

この考えのもとで推進されている実証的共同研究にはどのようなものがあるだろうか。図4は、政策評価において行われている研究の一覧である。それぞれ、管轄している部局が異なり、多様な政策分野において研究が行われていることが分かる。これらのうち、以下では、先進的な技術導入を図った IoT 事業の取組みを概観する。

「IoT サービス創出支援事業」に関する、2018 年度の研究成果について、委託先のコミカミノルタジャパンが企業 HP上で公開している。それが図 5 である。この事業は、千葉県御宿町と協力し、離岸流による水難事故防止のため、海岸線に設置したカメラ画像から、離岸流の発生場所を検知し、海岸を利用する人々のスマートフォンにその情報を提供し、注意を促すというものである。また、離岸流に人が立ち入っていた場合にもライフセーバーへその情報が迅速に通知されるシステムが導入された。

この事業の結果は、『成果報告書』によれば次のように報告されている。まず、KPIとして設定されている四つの項目、「水難事故の防止」、「救助時間の短縮」、「観光客数の維持」、「離岸流への人立入の検知」については、いずれも当初の目標を達成したとされる(コミカミノルタジャパン2019)。結果として、本事業は成功したと位置づけられ、今後はその他の海岸についても導入を図るべく、引き続き、調査が継続されることとなっている。

これらの取組みを展開している EBPM 第一の矢と第二の矢の特徴は次のようにまとめられる。一つ目の特徴は、複数のモデルケースを選定して、共同研究を実施することで、KPI 改善(第一の矢)や、政策のインパクトの把握などを行おうとしている(第二の矢)点である。これは、後に見る「第三の矢」と通ずるものがあるが、結局のところ、「全ての政策で EBPM を実施する」のは不可能であり、リーディングケースを選定し、それらにおいて EBPM を試行的に実践していくのが現実的なのである。

これまでの実証的共同研究(実績)

「統計改革推進会議最終取りまとめ」(平成29年5月19日統計改革推進会議決定)

| EBPMのリーディングケースの提示を目指し総務省行政評価局、関係府省及び学識経験者に | よる政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究を実施。

<これまでの実証的共同研究のテーマ>

- ○平成30年度(予算額8.500万円):
 - ① loTサービス創出支援事業(総務省)
 - ② 女性活躍推進(内閣府、厚生労働省)
 - ③ 競争政策における広報(公正取引委員会)
 - ④ 訪日インバウンド施策 (観光庁、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)
- ○令和元年度(予算額8.700万円):
 - ① 競争政策における広報【継続】(公正取引委員会)
 - ② 地方公共団体の行動変容につながる効果的な普及啓発手法(環境省)
 - ③ 財政教育プログラム (財務省)

図4 「これまでの実証的共同研究」

(出所) 総務省 (2020:3) より抜粋

二つ目の特徴は、「第一の矢」と「第二の矢」の役割分担についてである。これまで見てきた通り、「第一の矢」は KPI の改善が中心に掲げられている点が異なるとはいえ、共同研究を実施している点については「第二の矢」と似通っている。それぞれ、「第一の矢」が「政策」を、「第二の矢」が「施策」を扱うことになっているが、それらは単に制度的な要因によって定められているに過ぎない⁹。

政策評価制度が「施策」を担当するのに対して、「政策」を評価する公式の制度や枠組みについては、省庁をまたいでまとめて行うものが存在していない。このため、「第一の矢」は「政策」レベルでの EBPM 推進のために、既存の制度を利用せず、いくつかのモデルケースを対象にして取組みを推進するかたちをとっている。ただ、「三本の矢」全体で見ても、相互の連携や関係性をめぐる議論は希薄であり、評価結果が政策へ反映されているかどうかも定かではない。政策評価制度を活用すると謳われている「第二の矢」においても、実証的共同研究が政策評価にどのように活用されているかは判然としていないのが現状である。

元来、日本における公共部門の評価は多様であり、重層的だとされてきた(橋本2017: 17-22)。政策評価についても、かねてより相次ぐ評価の機能強化の取組みが、かえって混乱とアカウンタビリティの低下を招くことが指摘されている(山谷2012:153-155)。特に、「第一の

コニカミノルタジャパン株式会社 離岸流立入検知による水難事故防止と安心・安全な海洋レジャーの町の実現

提案者	千葉県御宿町、中央大学、日本ライフセービング協会、 <u>コニカミノルタジャパン株式会社</u>
対象分野	防災
実施地域	千葉県御宿町 中央海水浴場
事業概要	 ▶ 日本の海岸線における水難事故の約6割が離岸流によるものであり、この危険性の認識と離岸流への立入監視が水難事故防止への課題となっている。特に外海に面する海岸(本事業対象の千葉県御宿海岸等)では、離岸流の発生確率が高い。 ▶ 本事業では、海岸線に設置した10T機器(カメラ画像)から離岸流発生場所を自動検知して、海岸利用者(以下遊泳客)のスマートフォン等に提供すると共に、離岸流発生場所への遊泳客の立入を検知し、遊泳客の安全を守る監視救助者(以下ライフセーバー)のウェアラブル端末にリアルタイムで通知して迅速な救助につなげることで、安心・安全な海辺空間を構築する。

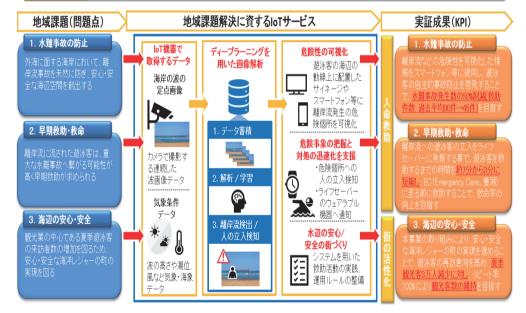


図5 離岸流立入検知による水難事故防止と安心・安全な海洋レジャー町の実現 (出所) コミカミノルタ HPより抜粋

(https://businesssolution.konicaminolta.jp/business/products/mobotix/news-press/2019/soumu-iot-result-report/index.html)

矢」として推進されている KPI 改善は、既存の政策評価の取組みといかなる違いがあるのかといった点について、検討と整理が必要であろう。

6. 「EBPM 第三の矢」の検討

「EBPM 第三の矢」である行政事業レビューにおいては、ロジックモデルを活用することによって、事業が想定している論理構造に妥当性があるかどうかを確認する。言うなれば、事業が想定する因果関係、セオリーが正しいかどうかを吟味するのである(Royse, et.al, 2016:

122-125)。これは、プログラム評価では「セオリー評価」と呼ばれているものに該当する。

また、行政事業レビューにおいては、レビューシートを用いて事業の予算の執行率や、事業の 進捗具合についても検討を加える。これは、プログラム評価においては「プロセス評価」と呼ば れるものである(安田・渡辺 2008:73-76)。

「セオリー評価」も「プロセス評価」も、いずれも本格的に実施するには、膨大な手間と時間がかかる。たとえば、ある事業のセオリーが正しいかどうかを吟味するためには、統計情報をはじめとしたデータの裏付けがなければならない。また、事業のプロセスが想定通りに進行しているかについては、事業に携わるアクターへのインタビュー等も実施する必要がある(Bamberger, et al, 2012: 307-310)。行政事業レビューにおいては、これらはいずれも必須とされていないため、いわば、「簡易化された」かたちでのセオリー評価、プロセス評価が実施されていると見ることができる。

行政事業レビューでもう一つ特徴的なのは、業績測定が中心的に行われている点である。そもそも、ロジックモデルもまた、定量的なアウトカムを設定して可視化するため、業績測定と相性がいいとされている(McDavid, et al, 2019: 33)。行政事業レビューにおいては、投入された資源に対して、得られた成果がどの程度のものであったかを検討することで、事業の効率性を吟味している。

ここで指摘しておくべきなのは、行政事業レビューが複数の目的を追求している点である。 2013年の閣議決定においては、2013年の閣議決定において、行政事業レビューの目的は次のように規定されている。「行政事業レビュー(中略)を実施することにより、各府省庁が所掌する事業のより効果的かつ効率的な実施並びに国の行政に関する国民への説明責任及び透明性の確保を図り、もって国民に信頼される質の高い行政の実現を図るものとする」¹⁰。ここには、事業の「有効性」だけでなく「効率性」をも検討の対象としているのが明記されている。

行政事業レビューに課せられている目標とは裏腹に、「有効性」と「効率性」を同時に追求することは実際には難しい。プログラム評価においても、効率性を追求しすぎると有効性が損なわれるおそれがあるため、効率性の検討は最後になされるべきだと指摘されている(南島 2018: 206)。理想的には「必要性」の有無を検討し、その上で「有効性」に注目した評価を行い、最後に「効率性」が検討されるべきなのであり、EBPM の観点から言っても、優先して検討されるべきは「有効性」である。

ところが、行政事業レビューは、この「有効性」を検討する上で限界がある。なぜなら、「セオリー評価」も「プロセス評価」も、いずれも政策の「有効性」を評価する手法であるが、これらは行政事業レビューにおいては、簡易的に実施されているに過ぎないからである。では、実際に「第三の矢」はどのように運用されているのだろうか。

2019 年度の行政事業レビューで、農林水産省、国土交通省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省の五つの省から、合計 26 事業を対象とし、ロジックモデルを用いた上で、EBPM の観点から検証が行われた¹¹¹。

直接コントロールできる部分 経済・社会等の変化 (誰が/何が、どう変化することを目指しているか) (インプ°ット) (アクティヒ"ティ) (アウトフ°ット) (アウトカム) (インパ・クト) 予質 技術シーズを活用した事業構 我が国のイノベーション 助成事業件数 事業終了後5年以内での 想を持ち、事業会社との共同 [R01見込]16件 M&A等によるEIXITが3割 の担い手として期待さ [H31/R01当初] 研究等を実施している事業者 [H30実績]11件 れる研究開発型ベン 1715 に対し、事業費を支援 [測定指標] イグジット達成率 (採択率14%) [H30補正] チャーが持続的に生み [H34見込] 30% [補助率] 2/3 [H30当初] 1700 出されるベンチャーエコ [上限額] 1億円 [H29補正] システムの形成 [H29当初] 1500 5年後に認定VC等が (単位:百万円) NEDO事業開始前と比較 助成事業件数 [測定指標] して研究開発型のスタート NEDOが認定したVCより出資 「R01見込]11件 ・ベンチャー企業へのVC 協力企業等 アップに対する投資額が2. を受けるスタートアップに対し事 投資額の対名目GDP比を [H30実績]18件 VC 業費を支援 (採択率36%) 2022年までに倍増するこ 民間企業 [測定指標] 研究開発型ベン 「補助率] 2/3 [H29実績]22件 とを目指す 起業経験者等 一に対する投資額 (採択率56%) ・企業価値又は時価総額 [上眼額] 7000万円 [H37見込] 200% NEDO が10億ドル以上となる、未 上場ベンチャー企業(ユニ 事業年度毎の支援終了1 コーン) 又は上場べい 年以内に次のステージの チャー企業を2023年まで 技術シーズを活用した事業構 資金調達に成功する割合 想を持つ起業家候補に対し、ス に20社創出 助成事業件数 がら割 タートアップ立ち上げ活動を支援 [R01見込]20件 [測定指標] 資金調達に成功 ※未来投資戦略2018より [H30実績]20件 する割合 (採択率22%) 抜粋 [H31 見込] 50% [上限額] 500万円

3. ロジックモデル(事業名:研究開発型スタートアップ支援事業)

図6 研究開発型スタートアップ資源事業のロジックモデル

(出所) 国土交通省 令和元年度行政事業レビュー 公開プロセス HP、公開資料より抜粋) (https://www.meti.go.jp/information 2/publicoffer/review2019/kokai/s1.pdf)

図 6 は、そのうちの一つ、経済産業省の事業である「研究開発型スタートアップ支援事業」において作成されているロジックモデルである。なお、経済産業省は2018年度の行政事業レビューの時点から、公開プロセスの対象となっている全ての事業において EBPM の試行的検証を実施しているなど、他省と比しても EBPM に積極的である。

当該事業の概要は「我が国では研究開発型のスタートアップの創出・発展が不十分な状態であることから、このような状態を解決するため、将来的に J-Startup 対象企業に選出されるような、急成長の可能性を秘めた研究開発型スタートアップに対し、その事業段階に応じた支援を行うことにより、我が国に次々とスタートアップが創出・発展していくための仕組み構築を図る」¹²⁾とされている。

本事業のレビュー結果は、「現状通り」が2名、「事業内容の一部改善」が4名となっている。 概ね肯定的な結果となっているが、アウトプットとアウトカムについて、助成事業件数と、スタートアップに対する投資額の倍増に関係があるのかどうかといった点や、米国のベンチャーエコシステムの運営が日本において適合的かどうかといった疑問が投げかけられている¹³⁾。また、インプットの段階でいかなるシーズに投資をすべきかを判断する「目利き」の問題も指摘されて おり、適切な資源の投入対象をどうやって同定するかといった論点も提示されている¹⁴⁾。レビューにおいては、様々な論点が扱われているが、示唆的なものとして、海外における取組みをそのまま日本にも応用できるか否か、との問題提起が挙げられる。これは、EBPM においても論じられる「ここでうまくいった政策が、あそこでもうまくいくか」の問いにも通ずる(Carwright and Hardie, 2012: 54-55)。

この論点は、政策のコンテクストに関わるものである。政策のコンテクストには多様なものが 含まれるが、その要点は、政策が実施される社会状況や制度などの多様性を踏まえなければ、政 策の中身だけを見ていても、その成功要因は分からない、ということにある(佐野 2018)。

政策のコンテクストを網羅的に把握することにはかなりの困難が伴う。この問題に対処するためには、プログラム評価のような、より体系的な評価を行う必要がある。コンテクストの把握や解明を行うことは、現状の行政事業レビューの立て付けと運営ではまず不可能であり、ロジックモデルでもこの点を明らかにするのは難しい(Besharov and Call. 2017)。

行政事業レビューはそもそも、民主党政権が開始した「事業仕分け」を起源にもつ制度であり、EBPM はいわば後付け的に機能として付け加えられたものである(西山 2019:147-149)。このため、本来的に行政事業レビューには、政策の因果関係を厳密に検証する機能は備わっておらず、「有効性」の正確な把握には限界がある。この点で、「EBPM 第三の矢」は、「第一の矢」と「第二の矢」とはその性質を異にするものだと言える。

7. 日本における EBPM の今後に向けて

「EBPM 三本の矢」について、その課題及び特徴をまとめると次の三点に集約できる。

第一に言えるのが、「EBPM 三本の矢」を推進する上において、制度やツールの特徴及び特性に関する吟味や検討がほとんどなされておらず、導入後もなされていないことである。これは、EBPM を定義すべきか否かという、三輪と小西のそれぞれの立論にも関わる。ありていに言えば、EBPM が厳密に定義されてようがされていまいが、それはさほど大きな問題ではない。なぜなら、EBPM のという名前で既に省庁で推進されている取組みが事実として存在しているからである。むしろ重要なのは、それらの取組みがいかなる特徴を持っているのかを踏まえて検討することにある。

第二に指摘できるのが、EBPM をめぐる実践において、個々の取組みの関係や役割分担が不明確な点である。たとえば、「第二の矢」である政策評価と「第三の矢」である行政事業レビューとの関係及び役割分担は不明確であり、「上辺だけの連携」にとどまっている(西出2020a:172)。それらの制度とは無関係に推進されている「第一の矢」ともなれば、その非整合性は言うまでもないことだろう。

こういった状況を整理しないまま、それらを「EBPM 三本の矢」として新しい概念で包括できているかのように取り扱うのは適切ではない上、実態からも乖離している。これらの点は、行

政学や政策評価論で論じられてきたことであったが、制度設計において踏まえられた形跡はほとんどない。日本の EBPM の議論においては、これまでの政策評価の取組みや行政学の蓄積、公共政策学の知見といった、関連する研究分野への理解が欠落しているとする、先に挙げた小西の指摘は、この点から見ても極めて妥当である(小西 2020:75-76)。

第三に指摘できるのは、「EBPM 三本の矢」全体を通じて、政策担当者らの教育・啓蒙的な効果への期待が掲げられている点である。「EBPM 第二の矢」を所管する総務省の関連文書において顕著なように、日本における EBPM は政策のインパクトを精緻に把握するというよりは、成功体験を蓄積することで政策アクターの意識を改革することに重きがおかれている。この傾向を受けて、行政学者の田中啓は日本の EBPM を「霞ヶ関改革運動」の一環だと称しているが、的確な表現だと言えるだろう(田中 2020)。

このような認識は、日本における EBPM を主導してきた三輪の議論にも見られた。確かに、この観点からすれば、不十分に見える諸取組みにも一定の意義を認めることができる。EBPM の観点から不十分であったとしても、とにかく実践を積み重ねることに意義があるとすることが可能だからである。しかし、だからといって現状の錯綜した状況を放置していてよい理由にはならない。整合的な制度デザインを目指さなければ、現場に残るのは「成功体験」どころか、忌避感と徒労感になってしまうからである。

今後の議論で必要とされるのは、過剰な楽観論を排し、それぞれの取組みの特性を明確にした上で、政策のどの点を明らかにすることが EBPM に資するのか、ひいては、政策の改善に繋がるのかといった点を明らかにすることである。現状では、これらの区別は十分になされておらず、総花的に目的を追求するあまり、既存の取組みとの違いや EBPM そのものがもつ意義すらも曖昧になっている。この点にこそ、日本の EBPM の課題がある。

この状況に関して、先に挙げた西出順郎は、屋上屋を架してきた評価制度が、かえって現場の 疲弊を招いていることを問題視し、唯一、法令によって担保された評価制度である政策評価の改 善に注力すべきだと主張する(西出 2020b: 202)。法律で制定されている政策評価すら、その実 効性に疑問符がついている現状で、EBPM や行政事業レビューといった、制度的な裏付けが弱 い取組みがうまくいくとは考えにくい、とするのが西出の考えである(同上: 188)。政策を評価 する多数の試みが、十分な整理もされないままに並走している状態は好ましくなく、現場をいた ずらに疲弊させるだけなのも確かである。

ただ、EBPM が政策の実験的な側面を許容している点を踏まえる必要もある。政策評価制度で試行されている EBPM は、共同研究という形態をとって実験的にいくつかのモデルケースを扱って効果の検証を行っている。法哲学者の大屋雄裕が指摘しているように、EBPM において行われる実験は、たとえ結果として望ましい効果が得られなかったとしても、決して失敗ではない(大屋 2019:9-10)。少なくともある政策には効果が無いことが分かったからである。行政事業レビューにおいても、レビュー結果が次年度の予算に反映されることを踏まえれば、EBPMの実践は、政策評価制度の機能をより強化することにも繋がりうると言えないだろうか。

ここ数年の間に、EBPM の発想や取組みは大きく広がり、政府だけでなく地方自治体にも広がりつつある。確かに問題点も多くあるが、これらを完全に無に帰すよりは、既存の制度との連携を模索する方が生産的であろう。たとえ、全ての評価の営為を政策評価に一元化することになったとしても、EBPM において試みられている実践を活かすかたちで統合されるのが望ましい。

また、現状は西出の立場とは異なり、EBPMと政策評価の関係については EBPMが「優勢」であることにも触れなければならない。すなわち、現状の取組みは、経済・財政再生計画も、政策評価も、行政事業レビューも、「EBPM」として包括しようとする動きが顕著なのである。その包括概念こそが「EBPM 三本の矢」であり、ここまで広まった EBPM 推進の機運が、すぐに消滅するとも考えにくい。EBPMと政策評価の関係をどう整理するかは、重要な論点だと言えよう。

この点を考える上で手がかりとなるのが、EBPM が本来は「政策立案」(Policy Making) に注目する論理だということである。「第一の矢」と「第二の矢」の実証実験は、パイロット実施によって政策の効果検証を行っていることから、「事前評価」の一環だと言える。これに対して、行政事業レビューが行っているのは「事後評価」である。

「第一の矢」と「第二の矢」が事前評価に属し、政策形成において重要なエビデンスを創出できることを鑑みれば、これら二つを EBPM における中心的な取組みとして推進し、「第三の矢」は事後評価であることと、予算執行の把握が可能であること、比較的簡便に実施できることなどの強みを活かして、「第一の矢」と「第二の矢」を補助する、という役割分担がありえる。ポイントは、政策体系ではなく、政策過程のどの部分に影響を及ぼすかによって、役割を分けることにある。このようにすれば、作業の重複も避けられ、それぞれの特色を活かすことができるだろう。また、将来的には、類似した取組みを行っている「第一の矢」を政策評価(「第二の矢」)に統合することも考えられる。

これらはあくまでも試論的なアイデアに過ぎず、今後も検討を加えていく必要があるが、政策 過程のどのポイントで評価を行うかという点を考慮に入れた制度デザインは、政策評価と EBPM の関係として、一考に値するのではないだろうか。いずれにせよ、評価にかかわる様々 な取組みを「EBPM」として再編するのか、政策評価を軸に制度を再デザインするのか、あるい はそれ以外の方策があるのか、といったことが、今後の政策評価における重要な論点になるのは 必定であると考えられる。

今後も、省庁独自の EBPM の取組み等についても検討を加え、EBPM と政策評価の関係について更なる考究を続けていく必要がある。同時に、不確実性が常に伴う公共政策に、どこまでの合理性を要求できるのかという根本的な問題についても、検討を加えていかなければならない。

註

- 1) なお、そのような三輪にあっても、唯一、KPI(Key Performance Indicator)に関しては、目標管理型の評価と EBPM との相性がよくないと明示しており、実際に会議などの場でそのように述べたとされている(三輪 2020:84-85)。
- 2)「第一回 EBPM 推進委員会議事要旨」4-5 頁。
 - (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ebpm/dai1/gijiyoushi.pdf)
- 3)内閣官房行政改革推進本部事務局資料、「EBPM の推進」、1 頁より。
 - (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/kanjikai/dai5/siryou1.pdf)
- 4) 二つの施策は、それぞれ、文部科学省が所管する「多様な教育政策に関する実証分析」と、「生活保護受給者への就労支援施策の試行的分析」であり、厚生労働省と東京大学の研究者らの連携による実証分析が行われている。このうち、前者については2020年度も継続されており、本文中で後に紹介する。(https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg5/291124/agenda.html) (「生活保護受給者への就労支援施策の試行的分析」については、内閣府 HP、「経済・財政一体改革推進委員会評価・分析ワーキング・グループ第5回会議資料」(2017年11月24日開催))
- 5) 2018年度は「IoT サービス創出支援事業」(総務省)、「女性活躍推進」などの四つが対象となっている。 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/chousakenkyu.html 総務省政策評価ポータルサイト)
- 6) この考えを表した、EBPM のキーフレーズが「What Works?」である。
- 7) 内閣府 HP、「経済・財政一体改革推進委員会 評価・分析ワーキング・グループ 第4回会議資料」を 参照 (2017 年 11 月 17 日開催)
 - (https://www5.cao.go.jp/Keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg5/291117/agenda.html)
- 8) 『くらしを豊かにする総務省の情報誌』令和2年6月号。
 - (https://mykoho.jp/koho/%e3%81%8f%e3%82%89%e3%81%97%e3%82%92%e8%b1%8a%e3%81%8b%e3%81%ab%e3%81%99%e3%82%8b%e7%b7%8f%e5%8b%99%e7%9c%81%e3%81%ae%e6%83%85%e5%a0%b1%e8%aa%8c-%e4%bb%a4%e5%92%8c2%e5%b9%b46%e6%9c%88%e5%8f%b7/)
- 9) 岩本康志は、医療費の適正化計画においては、共通のアウトプットとアウトカムが用いられていることを指摘している(岩本 2020:148)。ただし、後に見るように、政策評価と行政事業レビューの連携さえも十分にとられていないことを踏まえれば、指標が統一化されていることだけを見て、それらが整合的であるとは判断できない。
- 10) 2013年閣議決定「行政事業レビューの実施について」より抜粋。
 - (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyoukakusuisin/dai2/siryou01.pdf)
- 11) なお、公開プロセスにおいてロジックモデルの作成が行われた事業の内訳は、文部科学省の7事業、農林水産省の8事業、経済産業省の8事業(これらは公開プロセスの対象となっている全ての事業である)、厚生労働省の2事業、国土交通省の1事業である。
- 12) 経済産業省行政事業レビュー公開プロセス HP 掲載の「レビューシート」より抜粋。
 - (https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2019/kokai/kokai.html)
- 13) 経済産業省行政事業レビュー公開プロセス HP 掲載の「議事録」28 頁。
 (https://www.meti.go.jp/information 2/publicoffer/review2019/kokai/g1.pdf)
- 14) 「議事録」16-17 頁。

【参考文献】

(日本語)

- 足立幸男・杉谷和哉 (2020)「新型コロナ感染症が公共政策学に突き付けているもの:専門性とリーダーシップを中心に」、『公共政策研究』第20号、76-86頁。
- 岩本康志 (2020) 「医療・介護政策における EBPM: 医療費適正化政策の施策効果を検証する」、大橋弘 編『EBPM の経済学: エビデンスを重視した政策立案』、東京大学出版会、145-171 頁。
- 大屋雄裕(2019)「政策と実践:EBPMの可能性と限界」、『情報法制研究』、第6号、3-10頁。
- 落美都里 (2020)「我が国における政策評価の展開: 政策評価・行政事業レビュー・EBPM」、国立国会図書館調査及び立法考査局編『EBPM (証拠に基づく政策形成)の取組と課題 総合調査報告書』、37-56 頁。
- 菊池進(2018)「EBPM サイクルを活用した自治体経営と市民参加」、『三鷹市自治体経営白書 2018』、 1-16 頁。
- 木村智宏 (2019)「評価の動き 政策効果の把握・実証的共同研究について」、『評価クオータリー』、51号、55-60頁。
- 経済・財政一体改革推進委員会(2019a) 『新経済・財政再生計画改革工程表 2019』。
- 経済・財政一体改革推進委員会(2019b)『新経済・財政再生計画改革工程表 2019: 概要』。
- 経済財政諮問会議(2014)『経済財政運営と改革の基本方針2014』。
- 小池拓自・落美都里 (2020)「我が国における EBPM の取組」、国立国会図書館調査及び立法考査局編 『EBPM (証拠に基づく政策形成) の取組と課題 総合調査報告書』、9-35 頁。
- 小西敦 (2020)「政策評価と証拠に基づく政策立案 (EBPM) の比較」、『政策科学』、第 27 巻、4 号、59-78 頁。
- コミカミノルタジャパン (2019) 『平成 30 年度当初予算 IoT サービス創出支援事業成果報告書』
- 佐野亘 (2018)「文脈:状況への配慮」、石橋章市朗・佐野亘・土山希美枝・南島和久編『公共政策学』、 ミネルヴァ書房、261-282 頁。
- 杉谷和哉 (2020)「統計改革の展開と課題:2009年と2018年の統計法改正の過程と論点をめぐって」、『政策情報学会誌』第14巻1号、5-18頁。
- 総務省(2020)『実証的共同研究の成果と今後の取組について』。
- 田中啓 (2020)「『霞ヶ関改革運動』としての政府の EBPM 推進:その意義・課題と今後の展望」、『季刊 行政管理研究』、No.171、21-38 頁。
- 内閣府(2016)『教育政策に関する実証研究について』。
- 南島和久(2018)「評価」、石橋章市朗・佐野亘・土山希美枝・南島和久編『公共政策学』、ミネルヴァ書 房、185-209 頁。
- 西出順郎(2020a)『政策はなぜ検証できないのか:政策評価制度の研究』、勁草書房。
- 西出順郎(2020b)「行政職員集団と政策評価制度の論理に関する一考察」、『政策科学』第 27 巻、4 号、 187-204 頁。
- 西山慶司(2019)『公共サービスの外部化と「独立行政法人」制度』、晃洋書房。
- 橋本圭多 (2017) 『公共部門における評価と統制』、晃洋書房。
- 古矢一郎(2017)「政府における『証拠に基づく政策立案(EBPM)』への取組について」、『季刊行政管理研究』、No.160、76-85 頁。
- 三輪芳朗 (2020) 「日本政府の EBPM 推進の取組み、その開始から現状に至る過程: 大橋弘編 [2020] 『EBPM の経済学: エビデンスを重視した政策立案』(東京大学出版会) の刊行を契機に」、『経済学

論集』、第83巻、1号、55-122頁。

村上耕司 (2018)「経済・財政一体改革に係る EBPM の取組について」、『Economic & Social Research』、第 20 号、5-6 頁。

安田節之・渡辺直登(2008)『プログラム評価研究の方法』、新曜社。

山谷清志(2012)『政策評価』、ミネルヴァ書房。

(英語)

- Bamberger, M and Rugh, J and Mabry, L(2012) RealWorld Evaluation: Working Under Budget, Time, Data, and Political Constraints second edition, SAGE Press.
- Besharov, D.J and Call, D. M(2017) "Using Logic Models to Stregthen Performance Measurement", Besharov, D and Baehler, K.J and Klerman, J.A edit, *Improving Public Services: International Experience in Using Evaluation Tools to Measure Program Performance*, Oxford University Press, pp.303–323.
- Cartwright, N and Hardie, J(2012) Evidence-Based Policy: A Practical Guide To Doing It Better, Oxford University Press.
- McDavid, J. C and Huse, I and Hawthorn, L.L(2019) *Program Evaluation and Performance Measurement: An Introduction to Practice third editon*, SAGE Press.
- Royse, D and Thyer, B.A and Padgett, D.K(2016) *Program Evaluation: An Introduction to an Evidence-Based Approach sixth edition*, Cengage Learning.
- ※本文及び註の URL は、全て 2020 年 10 月 29 日最終アクセス。